

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇ 示 健康保険法による保険医の登録
- 鳥取県森林組合併奨励金交付要綱の廃止
- 入会林野整備計画の適否の決定
- 保安林予定森林にする旨の通知
- 遊漁規則の変更の認可
- 市営土地改良事業の認可
- 町営土地改良事業の認可
- 数人が共同して行なう土地改良事業の認可

基本測量を実施する旨の通知

土地の用途廃止

” ” ” ”

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

みつばちの腐蛆病の発生

◇ 教委告示 定例教育委員会の会議の招集

◇ 正 誤 鳥取県税条例の一部を改正する条例中訂正

告 示

鳥取県告示第三百六十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登 録 の 年 月 日
石田 寿一	倉吉市東町四四一の八	鳥医 第一五〇八号	昭和四十五年五月十一日

鳥取県告示第三百六十四号

鳥取県森林組合併奨励金交付要綱（昭和三十五年九月鳥取県告示第四百六十四号）は、廃止する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十五号

日野郡日野町梅ノ木埧入会林野整備組合長日野郡日野町下菅二六九番地生田時男から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十五年五月十四日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

梅ノ木埧入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年五月二十二日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百六十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字本堂山二二三二、二二三三、字池谷口二四一の一から二四一の一五まで、二四一の一五から二四一の三九まで、二四一の四一から二四一の五二まで、二四一の五四、二四二の一から二四二の七一まで、字大黒二四七の一、二四七の二、二四八、二四九の一、二四九の二、二五〇の一から二五〇の三まで、二五一から二五五まで、二五六の一、字澤谷二五九の一、二五九の二、二六〇の一から二六〇の五まで、字東曾谷尻二四六九の一、二四六九の二、二四七二の一から二四七二の六まで、字東中曾谷二五三四の一、二五三七の一、二五三七の二、二五三九の一、二五三九の二、二五四四から二五四七まで、二五四八の一から二五四八の二一まで、二五四九の二、二五四九の三、二五五〇から二五五三まで、字奥曾谷山二六二三の一から二六二三の一四まで、二六二四の一、二六二四の二、二六二五、二六二六、二六二七の一から二六二七の一〇まで、字西中曾谷二六二八の一から二六二八の二九まで、二六二九、大字山口字小黒下モ平ラ一九七の一、一九七の二、一九八から二〇〇まで、字小黒上ミノ平二〇三から二〇五まで、字扇谷二〇六、二〇七、字山黒谷二八九から二九二まで、字黒谷西平ラ三四九から三五二まで、字立岩八二七の一、八二八、八二九の一、字明之目八三三、八三四の一から八三四

の一五まで、八三五の一、八三五の二、八三五の一〇から八三五の二二まで、字西大河原八三九の四から八三九の一〇まで、八三九の一八、八四〇から八四四まで、字大河原奥一〇四一、字水上ミ一〇四二から一〇四四まで、一〇四五の一から一〇四五の三まで、字山東大河原一〇五六、一〇五八、字山白水一一五四の二、一一五四の三、一一五四の六、一一五四の七、字山矢櫃一三七八の二から一三七八の二二まで、一三七八の二六、一三八七の一、一三八七の二、一三八九から一三九二まで、字山船ヶ谷一五〇七の一から一五〇七の五六まで、一五〇七の七〇から一五〇七の七三まで、字山万上奥一八七九の二から一八七九の五六まで、一八七九の五八から一八七九の六〇まで、一八七九の六二、一八七九の六三、一八七九の六五から一八七九の六九まで、一八七九の七八から一八七九の八二まで、字山加例谷一八九三の三、一八九三の四、一八九三の六、一八九三の七、一八九三の一〇、一八九三の一、字浅井川西一九四一の四、一九四一の五、一九四一の七、一九四一の八、字浅井本谷一九四四の二、一九四四の三、字良源寺一九四五の五、字浅井川東二〇二八、二〇二九、二〇二九の一、二〇三〇の一から二〇三〇の二八まで、二〇三〇の二、二〇三一の四、二〇三一の一、字マガ谷二一四二、二一四三、字浅井の内スカマ二二五〇の一から二二五〇の一九まで、字荒神谷二一八一、大字郡家字後口谷六一三の二、六一三の一九から六一三の二二まで、六一三の二五、字小屋床六二八、字牛尊谷六二九、六三〇の一から六三〇の三三まで、大字今西字七曲り二二二〇の一から二二二〇の八まで、二二二〇の一、字小黒鬼谷二二二二の一から二二二二の六まで、字大谷二二三三の一から二二三三の二三まで、字朴ノ木谷二二二四の一、二二二四の内第一、二二二四の二から二二二四の五まで、字

摺鉢谷二二二五から二二二九まで、二二二九の内第一、字鳥帽子岩二二八四から二二八七まで、字長尾二二八八から二二九五まで、字湯谷二二九六から二三〇九まで、字大平ラ一三二六の一、一三二六の二、一三二七から一三二九まで、一三二九の一、一三二九の二、字鷹巣谷一三三一、一三三二の一、一三三二の二、字大吸谷一三五四の一から一三五四の四まで、字上鍋土一三五八の一、一三五八の二、一三五八の四、字下鍋土一三六〇、一三六〇の一、一三六二の一から一三六二の四まで、字横路一三六三の四から一三六三の八まで、字下間隔一三七三の三から一三七三の九まで、一三七三の一二、字奥間隔一三七四の一から一三七四の一まで、字三ノ渡一三七五の一から一三七五の八まで、字狸岩一三七六の一から一三七六の一〇まで、字二ノ渡一三七七の上から一三七七の六まで、一三七八、字原畝一三七九の三、一三七九の五、大字堀字瀧坂二〇から二四まで、二五の一、二五の二、二六から二八まで、字小谷三八、三九、四二の一、四二の二、四三から四六まで、字大捨四八の一、四八の六から四八の二九まで、四八の三四から四八の三八まで、四八の五〇、字小捨六〇の三から六〇の九まで、六〇の一八、六〇の一九、字足谷六一、六二の一から六二の七まで、六三、六四、六六、六七、字中谷九四の一から九四の八まで、九五、一三二から一三四まで、字小桜一三八の一から一三八の二八まで、一三八の四一、一三八の四三、一三八の四八、字東中峯一四〇の一、字西中峯一四一の一、字塔ウ谷一四四の二、一四四の三、一四四の八、一四四の九、一四四の一から一四四の一三まで、一四六の一八、一四六の二〇、一四六の二八、字陽林一九二、一九三の一から一九三の一四まで、一九四から一九九まで、二〇〇の一、二〇一から二一一まで、二一二の一、二一二の二、二二三から二二〇ま

で、字小山道一二五八の二九まで、字中山道峯一二五九の二、一二五九の七から一二五九の四四まで、一二五九の四六から一二五九の六四まで、一二五九の六六、一二五九の六七、字大山道峯一二九二の二から一二九二の四まで、字奥和谷ノ上一三二五から一三二八まで、一三三三、字瀬戸ノ上一三三四の二、一三三四の二、字東矢谷二四一三の二から二四一三の二一まで、字堤原谷二四一四の二から二四一四の二〇まで、字東小ヒイガ谷二四四六の二から二四四六の一九まで、字西小ヒイガ谷二四四七の二から二四四七の六まで、字西矢谷二四四八の二から二四四八の七まで、字桃栗谷二四四九の二から二四四九の四まで、字下り渡り二四五〇の二、二四五〇の二四、二四五〇の二五、字木地屋敷二四五四、字上畑二四五五、字瀬波戸二四五六の二、字西奥鷺谷二四六二の二から二四六二の二四まで、字東奥鷺谷二四六三の二から二四六三の二一まで、字奥鷺谷尻二四六四の二から二四六四の六まで、字ヒイガ谷二四七四の二から二四七四の二一まで、大字福原字家ノ山三一八から三二三まで、字鉄山平ラ三二五の二から三二五の一五まで、字広道四八二の二から四八二の一八まで、大字明高字土籠谷三二八、三二九、三二九の二、三二九の二、三三〇、三三一、三三二の二、三三二の二、三三三から三三五まで、三三六の二から三三六の二一まで、字蛇谷三五六の二から三五六の二四まで、三五八から三六五まで、字狐穴三六七の二から三六七の一五まで、字五十木三八八の二から三八八の五まで、三八八の九から三八八の一三まで、三八八の一五、三八八の一八から三八八の四六まで、三八八の四八、三八八の四九、三九〇、三九〇の二、三九〇の三、三九一、三九一の二、三九一の二、三九二、三九三、字添谷四〇五、四〇六の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一) 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合

倉吉市魚町二、五二九番地

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第二号

(三) 認可に係る変更の内容

遊漁規則第七条第三項の表中

投網漁業	一、〇〇〇円	を	投網漁業	二、〇〇〇円	に改
------	--------	---	------	--------	----

める。

四、変更後の遊漁規則の施行の日

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県告示第三百六十八号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(北村、瀬地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年五月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六十九号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(福井、桂見地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年五月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十号

岩美町長から申請のあつた町営土地改良(相山地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年五月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十一号

気高町長から申請のあつた町営土地改良(上光地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年五月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十二号

青谷町長から申請のあつた町営土地改良(井手地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年五月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十三号

青谷町長から申請のあつた町営土地改良(山根地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年五月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十四号

赤碓町長から申請のあつた町営土地改良(西宮地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年五月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十五号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良(倉坂地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年五月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十六号

鳥取市滝山六百二番地佐藤喜定ほか九人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(宇倍野地区・農地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年五月十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十七号

東伯郡羽合町大字上浅津二百八十三ノ一番地梅田利康ほか九人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(中島地区・農地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年五月十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十八号

東伯郡東伯町大字八橋千五百八十四番地山本正信ほか二十三人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(八橋地区農地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年五月十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十九号

東伯郡泊村大字園七百十八番地の二山榊義文ほか三十五人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(泊地区農地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年五月十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量(一等磁気測量)

二 作業期間 昭和四十五年五月二十二日から昭和四十五年十一月六日まで

三 作業地域 鳥取市及び東伯郡

鳥取県告示第三百八十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年五月十四日から用途廃止した。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
	鳥取市吉成字遠嶋七三六ノ八番地先	六六・四七	水路敷

鳥取県告示第三百八十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年五月十八日から用途廃止した。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
	鳥取市古郡家字広畑一九三番地先から 一七七ノ一番地先まで	九一・八三	道路敷
	二二〇番地先から 二二八番地先まで	二四二・六九	“

鳥取県告示第三百八十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年五月十八日から用途廃止した。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
	鳥取市古郡家字広畑二〇〇ノ二番地先から 一九六番地先まで	一〇四・九五	道路敷

鳥取県告示第三百八十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年五月十八日から用途廃止した。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 積 平方メートル)	用途
日野郡日南町生山字田ノ原尻り河原田	四九〇ノ七番地先から	三八・二八	道路敷
"	四九〇ノ二番地先まで		

鳥取県告示第三百八十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年五月十八日から用途廃止した。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 積 平方メートル)	用途
鳥取市宮長字江崎	二二四ノ二〇番地先から	一、五一九・六三	水路敷
"	二二〇番地先まで		
"	二二六ノ一九番地先	一一・一〇	"
"	吉成字西分木三六〇番地先	四二・〇四	"
"	三六一ノ五番地先から	二一三・三五	"
"	三六〇番地先まで		
"	三六一ノ四番地先	三三・三三	"
"	三六三ノ四番地先から	三三・七一	"
"	三六五次一番地先まで		

"	宮長字江崎二二七ノ一一番地先	七・八五	"
"	二二三ノ八番地先から		
"	二二三ノ一〇番地先まで	五一・五〇	道路敷
"	二二七ノ一〇番地先から		
"	二二七ノ一一番地先まで	八・三三	"

鳥取県告示第三百八十六号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(解の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県倉吉保健所 倉吉市越殿町一、五七七の二」を「鳥取県倉吉保健所 倉吉市巖城二七九」に改める。

鳥取県告示第三百八十七号

みつばちの腐蛆病が発生したので、みつばちについての腐蛆病予防に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号)第五条の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 発生場所等	発生年月日	発生場所	発生群数	摘要
昭和四十五年五月十八日	八頭郡河原町郷原	三十群	焼却のうえ埋却処	

二 その他必要な事項

発生した地点を中心として半径二キロメートルの区域内のみつばち及びみつばちについての腐蛆病ソの病原体をひろげるおそれがある物品を、昭和四十五年五月二十二日から昭和四十五年六月四日まで、家畜防疫員の指示による場合のほかは、移動させてはならない。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十五年五月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

一 日時 昭和四十五年六月一日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について

(2) その他

正 誤

鳥取県税条例の一部を改正する条例(昭和四十五年四月鳥取県条例第三十四号)中次の箇所₍₁₎に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 上 五 他₍₁₎の都道府県に 他₍₂₎の都道府県から県内に
昭和四十五年四月十七日(号外第三十八号)公布条例第三十四号鳥取県
税条例の一部を改正する条例中附則に加える第三十項中「所得税法の一部
を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)」は、昭和四十五年四
月三十日所得税法の一部を改正する法律の公布により「所得税法の一部を
改正する法律(昭和四十五年法律第三十六号)」となつた。